

生駒市訓令甲第6号

生駒市行政企画会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政企画会議規程等の一部を改正する訓令

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第1条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、消防部長」を削る。

別表市長公室部会の項中「市長公室部長、」を削り、同表企画財政部会の項中「選挙管理委員会事務局長」を「総務課長」に改め、「総務課長、」を削り、「出納室長」の次に「、選挙管理委員会事務局長」を加え、同表市民部会の項中「、人権文化センター所長」を削り、同表福祉健康部会の項中「、福祉健康部部长」を削り、「健康課長」の次に「、健康課課長」を加え、同表生活環境部会の項中「、衛生処理場長」を削り、同表都市整備部会の項中「、公園緑地課課長」を削り、同表水道部会の項中「水道局次長」を「水道局総務課長」に改め、「水道局の総務課長、」を削り、同表消防部会の項中「消防部長、消防本部参事」を「消防本部の本部次長及び次長」に改め、「消防本部の総務課長、総務課課長」を「消防本部総務課長」に改め、同表教育総務部会の項中「教育総務部次長」を「教育総務課長」に改め、「教育総務課長、」を削る。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、消防部長」を削る。

別表市長公室部会の項中「市長公室部長、」を削り、同表企画財政部会の項中「選挙管理委員会事務局長」を「総務課長」に改め、「総務課長、」を削り、「出納室長」の次に「選挙管理委員会事務局長」を加え、同表市民部会の項中「人権文化センター所長」を削り、同表福祉健康部会の項中「福祉健康部部长」を削り、「健康課長」の次に「健康課課長」を加え、同表生活環境部会の項中「衛生処理場長」を削り、同表都市整備部会の項中「公園緑地課課長」を削り、同表水道部会の項中「水道局次長」を「水道局総務課長」に改め、「水道局の総務課長、」を削り、同表消防部会の項中「消防部長、消防本部参事」を「消防本部の本部次長及び次長」に改め、「消防本部の総務課長、総務課課長」を「消防本部総務課長」に改め、同表教育総務部会の項中「教育総務部次長」を「教育総務課長」に改め、「教育総務課長、」を削る。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第3条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「福祉事務所長及び選挙管理委員会事務局長」を「及び福祉事務所長」に改め、同条第7号中「衛生処理場長」を削り、「出納室長」の次に「選挙管理委員会事務局長」を加え、同条第8号中「及び選挙管理委員会事務局」を削り、同条第10号中「衛生処理場にあつては場長補佐、竜田川浄化センターにあつては副所長」を「子どもサポートセンター及び竜田川浄化センターにあつては、副所長」に改め、「出納室室長補佐」の次に「選挙管理委員会事務局局長補佐」を加え、同条第11号中「清掃センター所長」の次に「衛生処理場長」加える。

第20条中「(選挙管理委員会事務局長を含む。)」を削る。

(生駒市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市生涯学習推進本部設置要綱(平成10年8月生駒市訓令甲第11

号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、消防部長」を削る。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第5条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程(昭和59年12月生駒市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「水道局の次長及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。